

令和7年4月25日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 鈴木 尉久 殿

住友生命保険相互会社
取締役代表執行役社長 高田 幸徳



申入書に対する回答書

令和7年3月27日付の貴法人からの申入書に関し、下記のとおり回答いたします。

記

弊社は、保険業法第106条の2第1項、第106条の2第2項3号、および保険業法施行規則第58条の3第2項の規定を踏まえ、アイアル少額短期保険株式会社（以下、「アイアル少短」といいます。）の経営管理を適時適切に実施しており、アイアル少短も適切な業務運営に努めていると認識しております。

なお、申入書に記載されておりますアイアル少短の葬儀保険の自動更新条項に係る申入れにつきましては、同社から回答いたしますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

以 上